

10 災害列島の原発に求められる安全性

— 脱原発訴訟における憲法の役割

海渡 雄一

- I 原子力発電はなぜ進められてきたのか
- II 原発に求められる安全性のレベルとは
- III 災害列島の原発に求められる安全性をめぐる司法論争
- IV 福島原発事故と事業者、行政、司法の責任
- V 3.11後の原発訴訟の到達点
- VI 幸福追求権を根拠に脱原発に向かうことが理性の途である

I 原子力発電はなぜ進められてきたのか

1 はじめに

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震が、日本列島を襲った。福島第一原発では全電源が喪失し、メルトダウン事故が発生した。この原発事故は、双葉病院における避難の過程における多数の死亡、浪江町請戸の浜における津波被害による生き埋めの被災者に対して、避難指示による救援できなくなったことなど直接の人命被害をもたらした。さらに災害関連死亡者は、福島県だけで2286人も達し、その大半が原発事故による避難と関連している。多くの住民が住居を追われ、避難生活を余儀なくされ、生業を失った。溶融した炉心を取り出す作業にはめどすら立たず、たまる一方の汚染水を海洋に放出するかどうかで議論が続いている。今も福島原発事故は続いているのである。

本稿においては、原発という技術に求められている安全性のレベルを原発訴訟の過程を振り返りながら論じてみたい。

2 なぜ、日本で原発の建設が認容されたのか

原発技術は原爆の軍事技術を民生に転用したものである。広島と長崎で悲惨な原爆被害を経験した日本国民にとって、原爆は強い忌避の対象であり、それと同根の技術である原子力発電に対しても、嫌悪の感情は大きかった。にもかかわらず、このような技術開発が被爆国の国民に受け入れられたのは、次のような要素

【憲法研究 第6号(2020.5)】

があったものと思われる。

① 石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料には限りがあり、原発の開発がすすめられた1950-60年代には「化石燃料は30年で枯渇する」と広く信じられていた。そして、その代替となる方法は原発しかないと言明された。

② 原発は、安全にコントロールされた技術であり、人に危害を与えることは絶対にないと説明された。

③ 原発の電気は大都市で消費されたが、原発そのものは人里離れた僻地に建設され、加害と被害の対称性が著しく、反対の声は表面化しなかった。原発は地域の中に対立を持ち込み、金と権力で反対の声を抑え込むことに成功した地域に集中して建設された。このようなゆがんだ原発立地の地域構造が明るみになりつつあるのが、関西電力原発工事代金還流事件である。

④ そして、公正であるべき裁判所も3.11前にはもんじゅ訴訟の控訴審（川崎和夫裁判長）と志賀原発の地裁判決（井戸謙一裁判長）の2つの原告勝訴判決を除いてすべて原告敗訴に終わっていた。

II 原発に求められる安全性のレベルとは

1 絶対安全は国の宣伝文句

原発を推進する際の決まり文句は、「原子力技術は安全だ」「安い」「原発を拒否するのは原始時代に戻れというのか」といったものだった。

1975年にアメリカ原子力委員会（AEC）から付託された『原子炉安全性研究』いわゆるラスマッセン報告によれば、原子力発電所における大規模事故の確率は、原子炉1基あたり10億年に1回であると説明された。

日本における原発訴訟の始まりを告げた伊方原発訴訟における論争においても、国が証人申請した内川秀雄元原子力安全委員長は原発については絶対的ともいえる安全性が確保されていると証言した。

2 伊方最高裁判決の求めた安全性

1992年に言い渡された最高裁判決によって原告らの請求を棄却する判決が確定した。この判決を読み直してみると、相対的な安全性が確保されていればよい、行政訴訟においては基本設計に判断を限定するなどの論理には異論もある。しかし、原子力災害の持つ取り返しがつかないという性格を踏まえ、かなり高いレベルの安全性確保を原子力発電に対して要求したものであったことは間違いない。判決は、安全審査は「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施

〈特集2〉 ⑩ 災害列島の原発に求められる安全性〔海波雄一〕

設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」に行うものであるとし、「現在の科学技術水準に照らし、（中略）具体的審査基準に不合理な点があり、（中略）具体的審査基準に適合するとした（中略）調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、」違法と判断するべきであるとした。

高橋利文最高裁判官によって書かれた判例解説においても、スリーマイル島とチェルノブイリ事故の発生を引用し、「事故以来、原子力発電の安全性に関する社会的関心は、次第に高まってきているようである。」としている⁽¹⁾。

III 災害列島の原発に求められる安全性をめぐる司法論争

1 原発震災の警告

1995年兵庫県南部地震では、高速道路や新幹線も被害を受け、地震に対する原発の安全性の欠如が懸念された。神戸大学の石橋克彦教授は、地震によって原発事故が起きると「原発震災」に発展し、道路が寸断され、原発事故被害からの避難も不可能になると警告した。石橋教授は、日本列島は百数十年周期で大規模な地震が繰り返す地震活動期を迎えるが、日本に原発が一斉に建設された1960-80年代は例外的に地震静穏期にあたり、地震災害への対応を閉鎖して原発の設計と建設が行われ、地震活動期に対応できないことを厳しく指摘した。

そして、地震科学の発展により、これまでの原発の設計基準とされていた耐震設計では、原発を襲う可能性のある最大の地震動（基準地震動）に耐えられない可能性があることが指摘された⁽²⁾。

2 地震列島で原発を運転し続けることへの懸念を提起した浜岡原発訴訟

この地震災害による原発の危険性が正面から争われたのが、東海地震の想定震源の直上に位置する浜岡原発を巡る訴訟であった。この訴訟については、筆者は『原発訴訟』（岩波新書2011）の中で一章を費やして論じた。ここでは、これを繰り返す紙数はないが、想定された東海地震の際には、当時の耐震設計の基準動を

(1) 高橋利文「判例解説」（『最高裁判所判例解説民事編平成4年度』）433頁

(2) これらの論考は石橋克彦「原発震災—警鐘の軌跡」（2012ヒツ森書館）にまとめられている。

[憲法研究 第6号(2020.5)]

はるかに超える地震動が原発に到達する可能性があり、その際には原発が破壊され、炉心溶融事故に至る可能性があることについて、地震学の石橋克彦教授、元日立製作所で压力容器の設計を担当していた田中三彦氏が証言した⁽³⁾。

3 新耐震設計基準の策定とバックチェック

兵庫県南部地震とこれに続く中規模の地震の続発に対応して始まった原発耐震設計の見直し作業は、約10年の準備・検討期間を経て、2006年に新たな耐震設計審査指針が制定された。新耐震設計審査指針による基準地震動 S_s は、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響をあたえるおそれがあると想定することが適切な地震動」であり、「策定過程に伴う不確かさ（ばらつき）を考慮する」ものとされた。しかし、この基準に沿って既設の原発の安全性を再確認する措置（バックフィット）は実施されず、事業者が自主的に対応し、事後的に経済産業省・原子力安全保安院が審査するバックチェック体制がとられた。

浜岡原発の一審判決はこの新耐震設計審査指針に基づくバックチェック作業が継続中に結審し、新たな指針に基づく国の安全性についての判断がなされない状況で判決を迎えた。ところが、判決は、「想定東海地震を超える地震動が発生するリスクは依然として存在する」として原告の主張立証が一応なされたことを認めつつ、「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」とし、これらのリスクに対しては、本件原子炉施設に関する基準地震動の設定その他における安全余裕によって対処できると判断した。この判決は、先の伊方最高裁判決の判断枠組みとは異なり、国がその安全性を確認できていない原発について、裁判所が独断で安全性を認め、原告の請求を棄却したのである。

2007年10月26日浜岡原発訴訟判決の日に静岡地裁前で石橋克彦氏は「この判決が間違っていることは自然が証明するだろうが、そのとき私たちは大変な目に遭っている恐れが強い」と述べた。福島原発事故はこの石橋教授の予言の現実化だった。

4 柏崎原発訴訟における最高裁の判断放棄

柏崎原発訴訟の控訴審は2005年2月3日に弁論を終結し、2005年11月22日に控

(3) 二人は、福島原発事故後に国会が設立した「国会事故調」の委員に選ばれて、事故調査に活躍した。

〈特集2〉 ⑩ 災害列島の原発に求められる安全性 [海波雄一]

訴審の判決がなされた。上告後、2007年7月16日に中越沖地震が発生した。柏崎原発1号機の安全審査では、中越沖地震の震源断層となったと見られる海域の活断層は見落とされて、検討されていなかった。耐震設計は最大想定地震による揺れが450ガルであることが前提となっていたが、中越沖地震では、柏崎刈羽原発1号機にはこの450ガルを遥かに超える約1700ガルの揺れが現実に生じた。

このような間違いは、伊方最高裁判決の示した「看過しがたい過誤欠落」に該当することは明らかであった。これらの事態を受けて住民側は最高裁での口頭弁論の開催を求め、最高裁は国側に答弁書の提出を求めた。しかし、2009年4月23日に最高裁の決定が出されて訴訟は終了した。最高裁判決は上告に理由はないとしつつ、判決末尾に括弧入りで次のように判示している。「なお、原審の口頭弁論終結後の平成19年7月16日、本件原子炉の近傍海域の地下を震源とする新潟県中越沖地震が発生したところ、この点は、法律審としての当審の性格、本件事案の内容、本件訴訟の経緯等にかんがみ、上記の判断を左右するものではない。」(判例集采搭載)。

中越沖地震による柏崎原発の被災は、福島第一原発で起きた悲劇の序章であった。司法が伊方原発訴訟で自ら定立した判断基準を適用し、正当な判断を示すことができれば、東京電力の地震と津波に対する対策が中途で止められることもなく、福島原発事故は未然に防止できた可能性がある。

IV 福島原発事故と事業者、行政、司法の責任

1 東電による津波対策の放棄

2011年3月11日に東日本震災が発生し、福島第一原発の停電と非常用ディーゼル発電機の故障を伝えるニュースを聞いた時、私は長く恐れていた最悪の事態が発生したことを認識した。そして、浜岡原発訴訟の一審で勝訴できなかったことを激しく悔いた。

2002年には、東京電力は福島第一原発に大きな津波が襲う危険性があることを政府の地震調査研究推進本部（推本）によって指摘された（長期評価）。2004年末にはスマトラ島沖地震による大津波でインド南部のカルパカムにある原発が大津波に襲われた。2006年9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されていた。しかし、対策はとられなかった。

東京の最高裁判所の出席する気配か

〔憲法研究 第6号(2020.5)〕

2008年2月には推本の長期評価に対応する方針がいったん確認され、3月には、推本の長期評価に対応し、明治三陸地震が福島沖で発生した場合、13.7m～15.7mの津波が襲うというシミュレーション結果が得られた。この結果は、土木調査グループから、同年6月、武藤副社長（当時）らに報告され、副社長は非常用海水ポンプが設置されている4m盤（O.P.+4メートルの地盤）への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可など、機器の対策の検討を指示した。だが、翌7月、武藤副社長は土木調査グループに対し、津波対策は先送りし、土木学会に推本津波の検討を依頼する方針を指示した。東京電力の役員はこのシミュレーション結果を政府に提出せず、2011年3月7日事故発生のおよそ4日前に、15.7メートルシミュレーション結果を国に報告した。

このように、原発事故の責任は一次的には政府の津波予測（長期評価）に対応した津波対策を講じなかった東京電力にある。この責任を直接問う刑事裁判が東電役員三名に対する業務上過失致死傷事件である⁽⁴⁾。同判決については本稿後半で検討する。

2 国の規制懈怠責任

二次的には、津波対策の実施を東京電力に強く求めなかった国の原子力安全保安院と原子力安全委員会に責任がある。このことは、国の国家賠償責任を認めた判決において認められている⁽⁵⁾。前橋地裁平成29年3月17日判決（判時2339号4頁）、福島地裁平成29年10月10日判決（判時2356号3頁）、京都地裁平成30年3月15日判決（判例時報2375・2376号14頁）、横浜地裁平成31年2月20日判決（判例集未搭載）などがそれである。これらの判決では、2002年の推本の長期評価が公表された時点が、2006年に極めてまれな津波に対しても安全性を確保することを求めた新耐震設計審査指針が公表された時点で、国には津波対策を講ずるよう事業者に命ずる義務があったとしている。

3 否定できない司法の責任

しかし、司法にも責任はないであろうか。前記のように、浜岡原発訴訟における静岡地裁の判決、柏崎原発訴訟における最高裁判決は、伊方最高裁判決に反し、

(4) 海渡雄一「東電刑事無罪判決に書かれなかったこと―被害者参加代理人として法廷に立ち会って―」（判例時報2431・2432号2020年3月11日）などを参照のこと

(5) これらの判断の詳細は下山憲治「原発事故賠償訴訟の動向と論点 国の責任について」（判例時報2375・2376号2018年9月11日）と大塚正之「福島第一原発事故と東京電力の責任 民事判決の対比から」（判例時報 同上号）にまとめられている。

〔特集2〕 ⑩ 災害列島の原発に求められる安全性〔海渡雄一〕

行政と社会に問題提起できなかったという重大な責任があるのではないか。

V 3.11後の原発訴訟の到達点

1 全国の原発に差し止め訴訟を提訴

福島原発事故は、多くの市民に原子力発電の安全性、その必要性について根本的な懐疑を抱かせた。2011年夏には脱原発弁護団全国連絡会が結成され、ほぼすべての原発に対して、住民による原発の再稼働を止めるための訴訟が提起された。

筆者は、「判例時報」誌に数度にわたってその報告を書く機会を与えられた⁽⁶⁾。これらの論考は事故直後に書いた拙著『原発訴訟』の続編というべきものである。本稿を作成している2020年4月の時点で、原告住民の意見を容れて、原発の稼働を差し止めた判断は5件に及んでいる⁽⁷⁾。

その最初の判断が2014年5月21日福井地裁における大飯原発の運転を差し止める判決（樋口英明裁判長）であった⁽⁸⁾。この判決が示した「人の生命を基礎とする人格権は、我が国の法制下でこれを超える価値を他に見出すことはできない。原発の稼働は経済活動の自由という範疇にあり、人格権の概念の中核部分より劣位に置かれるべきだ。大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。」との判示は、福島原発事故を司法が受け止めた金字塔といえる。

2015年4月14日、福井地裁（樋口英明裁判長）は、高浜原発3、4号機について、運転の差し止めを命じる仮処分決定を発令した⁽⁹⁾。この決定は、「万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる」と踏み込んだ。原発の耐震設計の基準地震動の

(6) 海渡雄一「独立した司法が原発訴訟と向き合う③―伊方原発最高裁判決の再評価 福島原発事故を繰り返さぬための裁判規範を求めて―」（判例時報No.2354 平成30年2月11日号）。併せて海渡雄一「伊方原発広島高裁決定の意義と今後の課題」（判例時報2357・2358号 平成30年3月11・21日）、中野宏典・海渡雄一「伊方原発訴訟のいま―火山巨大噴火の危険性と避難計画の不合理性を認めながら再稼働を認容」（判例時報2393・2394号 平成31年3月11・21日）も参照されたい。

(7) 本文に挙げた以外に2016年3月9日、7月12日に大津地裁（山本義彦裁判長）は高浜原発の運転差止めを認める決定を出している（判例時報2290号75頁）。あと二件は前注に掲載した平成29年12月13日広島高裁決定と最後に述べるもう一つの伊方原発を巡る広島高裁仮処分決定である。

(8) 判例時報2228号72頁

(9) 判例時報2290号13頁

〔憲法研究 第6号(2020.5)〕

策定手法に関する規制基準の根本的な誤りを裁判所が認めたのである。しかし、多数の判決においては、数々の問題点の指摘はなされつつ、依然として原発の稼働が国策であるかのように捉え、思考を停止したような判断が継続している。

2 求められる福島原発事故を繰り返さない規範の確立

2018年に公表した前期の拙稿の結論において、筆者はこれからの司法判断について、次のように要望した。

〔1〕 福島原発事故のような悲劇をくり返さないことを望む多くの国民は、司法に対して積極的な姿勢を求めている。市民の7割が再稼働に反対していると言うことは、保守層まで含めて、良識ある市民は例外なく、原発に反対しているとみるべきである。裁判所は、過去において国策に屈し、正しい判断ができず、福島原発事故を回避できた機会を失った痛苦な経験をみずからの責任として自覚・反省しなければならぬ。近時の大阪高裁決定などは、この反省を忘れ去り、次なる重大事故を招き寄せる論理を含んでいる。

〔2〕 判断の枠組みにおいて重要なことは、最終的な安全性の立証の責任を被告(行政訴訟であれば国、民事訴訟であれば電力会社)に負わせることである。そして、求められる安全性の程度は、ゼロリスクを求めるものではないが、福島原発事故を受けて改正された原子力基本法2条2項の趣旨を踏まえ、IAEAの諸基準など、確立された国際的な安全基準が求めている、10万年に一回以上の重大原発事故は避けなければならないという水準に置くべきである⁽¹⁰⁾。

〔3〕 これまで裁判所は多くの司法判断において、「高度な専門的技術的判断」「社会通念」などと言い訳をしながら、国策に追随する判断を重ねてきた。しかし、原発にエネルギー源としての必要性・公共性がないことが明確となり、多くの国民の世論が脱原発を求めている今日、このような言い訳はやめなければならない。

〔4〕 今後、樋口、山本、野々上裁判長に続いて、裁判官が良心に従って原発の差し止め判決を出し続けられれば、一時的には財界や政府から司法権への圧力が強まるかもしれない。しかし、市民は勇気ある裁判所・政府から独立した裁判官を必ず支えることを信頼して良心を貫いて欲しい。

(10) このことを明確に定めた国際原子力機関(IAEA)の基準がある。1988年に策定した「INSAG3」である。ここでは原子力発電所の安全目標は次のとおり策定されている。「既存の原子力発電所については技術的安全目標に対応する到達目標は、重大な炉心損傷の発生する可能性が1か年あたり約1万分の1回以下であることである。将来の原子力発電所においては、すべての安全原則の適用により、1か年あたり10万分の1程度を上回らないまでという、改善された目標の達成がなされるであろう。」

〔特集2〕 ⑩ 災害列島の原発に求められる安全性〔海渡雄一〕

⑤ 日本是世界一の地震・火山大国であり、兵庫県南部地震を境に日本列島は火山と地震の活動期に突入したとみられる。しかも日本の原発は旧型で、本質的にはその安全性は改善されていない。このような状況で原発の再稼働を認めなかったいくつかの判決・決定は、まさに福島原発事故という悲劇を経験した司法の良識を示したと言える。市民の司法に対する信頼に応えるために、この良識に続く、勇気ある裁判所・裁判官が次々と現れることを心から期待する。〕

3 伊方判決を否定する反動的司法判断

事故から9年を経た現在、原発の再稼働をめぐる多くの司法判断が続いている。それらの訴訟と判決・決定の詳細は脱原発弁護団全国連絡会のHPにまとめられている⁽¹¹⁾。ここでは、最近の対照的といえる2つの判断を紹介したい。

一つは福島原発事故を引き起こした東京電力の経営幹部の刑事責任が問われた裁判について被告人全員を無罪とした2019年9月19日東京地裁判決(永瀬健一裁判長)である⁽¹²⁾。

この判決は、結論において、「自然現象に起因する重大事故の可能性が一応の科学的根拠をもって示された以上、何よりも安全性確保を最優先し、事故発生の可能性がゼロないし限りなくゼロに近くなるように、必要な結果回避措置を直ちに講じるということも、社会の選択肢として考えられないわけではない。」としつつ、「当時の社会通念の反映であるはずの法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準等の在り方は、上記のような絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかったとみざるを得ない。」と判断し、役員らには推本の長期評価にもとづく対策を講ずる義務はなかったとした。国に国家賠償責任を認めた前記の判決とは正反対の判断が示されている。この判決は深刻な災害が万が一にも起こらないように原発の安全性を確保しなければならないとする伊方最高裁判決を事実上否定したものと見える。さらに、このような判断を導く過程で、判決は、電力会社は電力供給義務を負っていたこと、原子力発電は、供給安定性に優れ、クリーンなエネルギー源であるとみなされていたこと、発電所の運転停止措置は、被告人らの一存で容易に指示、実行できるようなものではなかったなどと被告人らの言い訳を追認する判断を示している。

(11) <http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/judgment/>

(12) 判例時報2431・2432号

4 バランスの取れた広島高等裁判所伊方原発運転差し止め処分決定

他方で、地震対策と火山灰対策の不備を指摘して伊方原発の運転の差し止めを認めた2020年1月17日広島高裁即時抗告審決定（判例集末搭載）は、原発に求められる安全性のレベルについて、次のように興味深い判断を示した。

「原発について、福島事故のような過酷事故は絶対起こさないという意味での高度な安全性を要求すべきであるという理念については（中略）傾聴に値する（中略）ものがある。」（10頁）。

「原発について、福島事故のような過酷事故は絶対起こさないという意味での高度な安全性を要求すべきであるという理念は尊重すべきものであり、炉規法の改正及び新規制基準の策定においても、事故の発生防止はもちろんのこと、仮に想定外の事象が発生して原発の健全性が損なわれる事態が生じた場合にも、放射性物質が環境へ放出されるような重大事故に至らないようにすることを目的として、各種の対策を強化すべきものとされたのであり、上記理念に通ずるところがあるといわなければならない」（10～11頁）。

「上記理念に基づいて住民らが主張した具体的な判断基準も、これをそのまま採用することは現実的に不可能であるとしても、原発による具体的な危険性の有無を判断するに当たり、その理念ないし精神に則った解釈適用が必要となることは否定できないところであり、ある問題について専門家の間で見解（中略）が対立している場合には、支配的・通説的な見解である（中略）という理由で保守的（中略）でない設定となる見解を安易に採用することがあってはならない」（11頁）と判示している。

原子力という潜在的に極めて大きな危険性を内包する技術について、日本の裁判所が示した、常識的で、バランスの取れた司法判断であるといえるであろう。

VI 幸福追求権を根拠に脱原発に向かうことが理性の途である

司法判断の流れを追いながら、私たちの社会は原発技術を容認することができるかについて、主として「原発に求められる安全性のレベル」の問題として論じてきた。

福島原発事故後に世界各国で、脱原発の方向が加速されている。2011年には、ドイツは科学の専門家と宗教者、哲学者を含む倫理委員会の討議を経て、法律によって脱原発の方向を不可逆的に決断した。イタリアは国民投票によって脱原発の方向を確認した。

三菱重工によるトルコへの原発輸出は2018年に停止された。日立製作所がイギリスに輸出しようとしていた原発計画は2019年に停止された。ベトナムやインドネシアなどを含め、日本の原発輸出計画は総崩れとなった。誰の目にも世界が脱原発の方向に進んでいることは明らかである。その要因は次のように整理できるであろう。

① 約30年の間にアメリカとソビエトと日本で、型も原因は違うものの、三回の過酷事故を引き起こし、大量の放射性物質をまき散らした。原子力発電は安全な技術ではなく、ひとたび事故を引き起こせば、地域社会を崩壊させるような環境破壊を引き起こすことが明らかになった。

② 化石燃料に代わる発電方法として風力・太陽光などの自然エネルギーの開発が飛躍的に進化した。その経済性も向上し、すでに総発電量において原発を上回る状況となった。

③ 他方で、高いレベルの安全性を確保しようとするれば、原発のコストは著しく高くなり、自然エネルギーとのコスト競争において、危険な原発を進める経済的な根拠がなくなった。

このように、原発は既にエネルギー政策上の正当性を失っている。ひとたび原発が事故を起こせば、憲法13条の定める幸福追求の権利を中核とする憲法において保障された権利を全て覆すものであることが確認できるであろう。使用済み燃料の安全な処分をめども立っていない。求められる安全性が達成困難であること。必要性・公共性が欠如していることを総合的に考えれば、国の行政が、あるいは国会が脱原発の方向を政治的に決断すべき時が来ているといえる。再稼働の同意権を持つ立地自治体の判断によっても、原発の再稼働は止めることができる。そして、明確な政策決定がなされない限り、個人の人格権、憲法上の幸福追求権を根拠に安全性が確認できず、必要性の失われた原発の稼働を認めない司法判断を求める闘いは続いていくであろう。

の多さと

1-7112